

(第一類 第九号)

第三十一回国会 商工委員会議録 第十八号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員長

長谷川四郎君

理事小川

平二君 理事小泉

理事小平

久雄君 理事中村

理事南

好雄君 理事田中

理事松平

忠久君

赤澤

正道君

新井

京太君

鹿野

彦吉君

始閑

伊平君

關谷

勝利君

中井

一夫君

細田

義安君

今村

等君

大矢

省三君

小林

正美君

芳夫君

堂森

正吾君

通商産業事務官

(重工業局長)

(鉱山局長)

参考人

(海外企業技術協力韓流本部部長)

参考人

(日本海外工業振興委員会委員長)

参考人

(技術協力会事務局長)

専門員

越田

清七君

出席委員長

長谷川四郎君

理事小川

平二君 理事小泉

理事小平

久雄君 理事中村

理事南

好雄君 理事田中

理事松平

忠久君

赤澤

正道君

新井

京太君

鹿野

彦吉君

始閑

伊平君

關谷

勝利君

中井

一夫君

細田

義安君

今村

等君

大矢

省三君

小林

正美君

芳夫君

堂森

正吾君

通商産業事務官

(重工業局長)

参考人

(海外企業技術協力韓流本部部長)

参考人

(日本海外工業振興委員会委員長)

参考人

(技術協力会事務局長)

専門員

越田

清七君

に關する請願外三件(阿部五郎君紹介) (第一六三三号)

同(井岡大治君紹介) (第一七四三号)

同外二件(今村等君紹介) (第一七四五号)

同(中村高一君紹介) (第一七四五号)

中國產生漆輸入に關する請願外十件(大矢三君紹介) (第一六三四号)

同外三件(福家俊一君紹介) (第一八二一号)

同外五件(増田甲子七君紹介) (第一八二三号)

同外二件(三和精一君紹介) (第一八三号)

同外一件(小澤佐重喜君紹介) (第一七八二号)

同外六件(植木庚子郎君紹介) (第一七八三号)

同外二件(奥村又十郎君紹介) (第一七八五号)

同外二件(辻寛一君紹介) (第一七八四号)

同外六件(奥村又十郎君紹介) (第一七八六号)

同外二件(辻寛一君紹介) (第一七八七号)

同外六件(船田中君紹介) (第一七八九号)

同外五件(福田一君紹介) (第一七八九号)

同外二件(小金義熙君紹介) (第一八五号)

同外二件(正力松太郎君紹介) (第一八六号)

同外二件(砂原裕君紹介) (第一八七号)

同外三件(田中伊三次君紹介) (第一八八号)

同外一件(塙田十一郎君紹介) (第一八一九号)

同(西村直二君紹介) (第一八二〇号)

同外三件(高島良平君紹介) (第一八二一号)

同(助川良平君紹介) (第一七九一号)

同外五件(小西寅松君紹介) (第一七九二号)

同(辻寛一君紹介) (第一七九三号)

同(三田村武夫君紹介) (第一七九四号)

同(助川良平君紹介) (第一七九二号)

同(辻寛一君紹介) (第一七九三号)

同(三田村武夫君紹介) (第一七九四号)

同(東京都千代田区大手町一の三社法人日本機械工業連合会長倉田主夫外十八名) (第四二五号)

同(東京都千代田区神田岩井岩吉)

ソーダ生活協同組合相山要二外千百七十三名) (第三九一号)

小売商業特別措置法案反対に關する陳情書(宇都市宇部五二五五字部七十三名) (第三九一号)

陳情書(宇都市宇部五二五五字部七十三名) (第三九一号)

ソーダ生活協同組合相山要二外千百七十三名) (第三九一号)

中小企業診断士法制定反対に關する陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(大阪府議会議長辰巳佐太郎外八名) (第三九二号)

中小企業診断士法制定反対に關する陳情書(日本商工会議所会頭足立正) (第三四四号)

陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(京都府議会議長侯野長蔵) (第三四六号)

昭和三十四年度石油資源開發の所要資金全額国家投資等に關する陳情書(新津市議会議長石崎文音) (第三四七号)

に關する陳情書(高知市帶屋町九八

吉) (第三六一號)

高知県中小企業團体中央会長服部久

吉) (第三六一號)

日中貿易再開に關する陳情書(小梅坂健一郎) (第三六二號)

連盟北海道ブロック協議會副會長赤坂健一郎) (第三六二號)

プラント類輸出促進臨時措置法案成

立促進に關する陳情書(東京都港區赤坂町七の三日本機械輸出組合理事長弘中協) (第三九〇號)

同(東京都中央区佃島五四石川島重

工業株式會社代表取締役社長土光敏夫外十八名) (第四二五號)

同(東京都千代田区大手町一の三社

法人日本機械工業連合会長倉田主

税) (第四二六號)

小売商業特別措置法案反対に關する陳情書(宇都市宇部五二五五字部七十三名) (第三九一号)

陳情書(宇都市宇部五二五五字部七十三名) (第三九一号)

ソーダ生活協同組合相山要二外千百七十三名) (第三九一号)

中小企業診断士法制定反対に關する陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(大阪府議会議長辰巳佐太郎外八名) (第三九二号)

中小企業診断士法制定反対に關する陳情書(日本商工会議所会頭足立正) (第三四四号)

陳情書(東京都千代田区神田岩井本町八全国計理土連合会長塙田十一郎外二名) (第四二九号)

陳情書(京都府議会議長侯野長蔵) (第三四六号)

昭和三十四年度石油資源開發の所要

資金全額國家投資等に關する陳情書(新津市議会議長石崎文音) (第三四七号)

は本委員会に付託された。

○長谷川委員長 これより會議を開きます。まず、プラント類輸出促進臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため、参考人として、海外機械輸出振興委員会委員の莊司茂樹君、日本海外工業技術協力会事務局長の富田俊三君及び海外企業技術協力幹部本部本部長の高城元君の三君が出席されております。

この際、参考人の方々に一言ござります。さつを申し上げます。本日はきわめて御多忙中にもかかわらず、本委員会の要望をいたりて御出席下さいましたことには、まことにありがとうございます。どうぞ忌憚のない御意見をお述べ願います。

ただ、時間の關係もございますので、最初御意見をお述べ願う時間は、大体十五分程度にしていただき、後刻委員から質疑もあると存じますので、その際に十分お答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し添えておきますが、規則の定めるところによりまして、参考人の方が発言なさることは、委員長の許可が必要であります。

ただし、委員が参考人に質疑することはできますが、参考人が委員に質疑することはできないことになつておりますので、お含みおき願いたいと存じます。

それではまず高城参考人にお願いをいたします。

○高城参考人 プラント類輸出促進臨時措置法案につきまして、簡単に端的

今後のわが国の輸出を伸長いたしまつるために、従来の織維、雑貨のみならず、機械類の輸出に重点を置いていくべきであるということにつきましては、今さら申し上げるまでもないところでございます。ところで、わが国は機械類の輸出につきましては、きわめて歴史が新しいのでありますて、いわば戦後十年くらいの歴史しかないと申しましても過言ではないと存ずるのであります。戦前におきましては御承知の通り、朝鮮でありますとか満州、中國方面に日本の機械類が相当出たのでございますが、これは軍の背景と申しますか、いわばわが国の勢力範囲の地域に輸出したという程度でございまして、その他の国に対しましては、タイに鉄道車両あるいは橋梁、インド方面に紡績機械がわざかに出たといふだけのことでございます。しかるに、戦後におきましては、シン、またカマラ双眼鏡等の光学機械、最近におきましては、御承知の通り、トランジスター・ラジオといふものが、その本家とも目すべきアメリカにも大量に出るようになつたわけでございます。また乗用車、小型トラックもアメリカにいくつございますが、わが国輸出の総金額から申しますと、まだまだ微々たるものでありますて、われわれといたしましては、ぜひとも大きな機械を各国に輸出をいたしたいと考えておる次第でござります。

予定のキヤバシティが出ない場合に、ペナルティ・クローズ等によりまして、ペナルティを払わなければなりません。かりにペナルティ・クローズがない場合でも、値引きをしなければならないというようなことに相なつてくるわけであります。

われわれ商工会議所におきましては、政府の委託を受けまして、企業及び技術者の海外派遣の仕事をいたしておられます。日本商工会議所には、海外企業技術協力斡旋本部というのを置き、東京、大阪、名古屋の会議所には、海外企業技術協力斡旋所というものを置きました。全国四百有余の会議所を窓口といたしまして、海外進出といいますと語弊があるかもしれません、海外に発展いたしたいという企業家の方々、また技術者の方々の登録をいたしまして、これを海外と引き合せてあつせんをいたすという仕事をやつておるわけでございます。これは昨年の五月から始めたばかりでございますが、今日では企業で三十三、技術者で六百八十ばかりの登録をいたしております。あつせん中のもの百十一名といふことになつておるのでございますが、この技術者の給料の問題でございます。大体第一級の技術者と申しますか、工場全体の責任を持てるという技術者で、食事、住宅、医療向う持ちで、月五百ドルというようなところでございます。アメリカの技術者は、千ドルでございますが、日本の技術者は、アメリカの技術者に比べて、評判が悪いどころではなく、非常に評判がよろしいのでござ

います。よく働くし、親切だということ
であります。それでもアメリカの手
ドルに比べて五百ドルというところが、
大体東南アジアの給料でござります。
向うもこちらの生活程度を知つており
ますので、そう、「うようなこと」になるの
ではないかと思うのでござりますが、
これが大体プラント輸出の場合、やは
り同じような状況を呈するのでござい
ます。どうも日本のプラント輸出は、
歐米のプラント輸出に比べて、少し調
が悪いのではないか。ギャランティも
よけい要求をせられるというような傾
向があるようござります。先ほど由
し上げました、まだわが国の機械の輸
出の歴史が浅いということからいた一
まして、この傾向もいた方がないと
も申せるのでございましょうが、この
リスクを負担いたしますのに、今日
のわが国の会社の実力では、なかなか
自分でこれを全部負担するといふこと
といふことでござります。当然会社が
負担する。また共産圏におきまして
は、これは御承知の通り、政府の直管
英、独、仏等におきましては、会社の
力が強いのであります。当然会社が
負担する。いわゆる企業の体質改善
いわれておりますが、御承知の通り戰
前自己資本六十、他人資本四十が、戰
後の人資本九十一と、戦前も商社はこの比
率は悪いのであります。四十、六七十
れが商社になりますと自己資本九、他
人資本九十一と、戦前も商社はこの比
率は悪いのであります。六十くらいで
あります。それが商社になりますと自己資本九、他
人資本九十一と、戦前も商社はこの比
率は悪いのであります。四十、六七十
くらいであります。今は九対九十一と
いうような状況でございまして、非常
に企業の力が弱いということを申しし

げることができます。この体質改善ができますまでの間、一定の時期を限りまして、政府がこのリスクにつきまして、この法案のねらつておりますようある程度のめんどくさを見ると、いろいろなことが、ぜひ必要ではなかろうかと考える次第でございます。

次にこの法案におきまして、第十六条に、政府が補償契約を結ぶに当りますとして、その業務の一部を公益法人に取り扱わせることができる、事務の委託をすることができるというふうに規定をされておるのでございます。承わるところによりますれば、政府はこれを社団法人の日本プラント協会に委託する御意向のようでございます。プラントに関する補償の適否を判断いたしますためには、これは相当高度の技術知識を必要とすると思われるのですがございまして、このよくな専門的な知識経験を有しております団体に、事務を手伝わせるということは、まことに適當なことではないかと思うのでございます。特にプラント協会は海外七カ所にその出先を持つておる関係もございまして、このよくな業務につきまして、わが国におきましては最も適任な団体ではないかと考える次第でございます。ただこの協会が大企業であります。たゞこの協会が大企業でもつて組織されておる、従つて中小企業のプラント輸出の補償に不利にならはしないかといふような御懸念があるやに伺つておるのだとございますが、今日の中小企業問題がこれほどやかましくなつております際に、そういうへんばな処置をとり得るほど、協会の理事者の方は心臓が強くないのではなかろうかというようにも考えられまし、また通産省も十分に監督をなさ

ることであります。もろいと申せばわれわれは
にも相当罰則でも強いことが書いてござ
いますので、まずまずそういう心配を
することはなかろうかと考える次第で
ございます。しいて申せばわれわれは
非常に心配であるということでありま
すれば、どうせこの補償の下調べをい
たします委員会みたいなものが、協会
の中にできるのではないかと考え
るのであります。その中に会議所の
代表をお入れになつて下さいます。それ
は、その心配も全くなくなるのではないか
かと考える次第でござります。およ
そプラント輸出につきましては、これ
を引き受けた会社だけで、これを製作
できるのではないのであります。たと
えば多くの下請に出すということであり
ます。この下請に出します量といらう
はきわめて多いのであります。たと
えば船舶では八割が下請に出るとい
うことであります。いずれもこの下請
には相当数の中小企業が入つておるの
であります。プラントを一つ輸出した
しますると、多数の中小企業が新しい
仕事を引き受けることになるのである
うと思います。従つて大企業はもとよ
り、中小企業の振興のためにも、すみ
やかに本法案を制定されまして、安心
してプラントの輸出ができますような
体制が整いますことをお願い申し上げ
る次第でござります。

なるかといふよなむな心配をいたしたわ
けでござりますが、ぜひこのよな法
案を御制定いただきまして、わが国の
プラント輸出が一そり伸びますように
御尽力をいただきたいと考える次第で
ございます。

簡単であります。終ります。

○長谷川委員長 次に在司茂樹君。

○在司参考人 私どもの機関は大体大
阪を中心としております、いわゆる機
械類につきまして、中小に属する面
でございます。プラント物といいまし
ても皆様御承知の通り、上はすいぶん
金高の張る大がかりなものと、小さな
たとえばここに目の前にござりますこ
のボーセリンの工場を一式ほしい——
そのスケールにおいてだんだん設備等
も違いましてございますが、そういう
意味であらゆる面につきまして大中小
がございます。特に私どもの関係の中
小に属するものは、何さま御承知の通
り機械といふものの輸出が戦前にな
かつた。しいて言うなら戦前はまだ北
支方面に織維機械あるいは満洲支地帶
と称された時代に関東州の方にそらし
た織維機械がごくわずか出された。い
わゆる機械といふものは終戦後クローラ
ズ・アップされたものです。私ども國
民の一員として、また貿易業者とし
て、機械がここまで伸びて輸出面に大き
きなポストを占めるとは、実は一業者
として関連のある者といいたしまして
も、予期以上のことであつたわけです
す。そのくらいに日本の機械といふもの
につきましては、近隣国はもちろ
ん、東南アジアその他諸国におきま
しても、日本に機械ができる、使える
という観念はなかなかなかつたわけで
ござります。終戦後、これは負けたお

かげと言つてはまずいですが、いわゆるアメリカの方のとりなしと申しますか、後進国に対しでは日本の工業力が東南アジアでは何としたら一番であるし、工業力も相当ある。潜在力もあるということことで、後進国の開発ということをコロンボ・プランその他国連においてもそういふことがとなえられるようになり、またわれわれもこうして負けた以上は、技術でもつて國を興さなくちゃならないということで、業界一致いたしまして、今日実に予想外の発展をいたしておるのであります。しかもこのプラント物に至りますと、何事によりましても特に電気関係のよくな重機械類のよななものに屬するものの、船舶のごとき、車両のごときものでなく、一般産業といわれるあらゆる物、皆様の手近にある物を作つてゐる式のプラントがほしいということが、ことに後進国、東南アジア諸国においては御承知の通り非常に旺盛なのでござります。

しかしながらこのP.R.ということにつきましては、諸外国ほど、特に英米独といふような国ほど歴史がないのでござります。機械の輸出の歴史が浅いために——昨今こそフローティング・フェア、巡回見本市あるいはジエトロで催されます国際見本市参加によつてだんだんと認識はされておりますが、まだまだ私自身諸國を歴訪してみますと、日本にそんな機械があつたのか、そんなものを作れるのか、ほんとうかというのがたくさんあるわけござります。それだけに技術面での日本の力は非常に知つておりますから果してそういうことと、それから中小方面になりますと、どうしましても大企業と

違いますので、相手國もキヤランティーということにつきましては、いろいろな取引条件がつくわけでございまして、われわれ中 小といつしましては、御承知の通り大企業ではございませんで、あまり資金は豊富ではございません。しかしながらやはり業者の一員として何とか海外に工場を作つて差し上げたい。また作るべしということを日々努力をしているのですが、ネットは保証の問題です。また御承知の通りプラント物はいかに小さな設備でも一年以下では絶対にできない。小さなほどの町工場のようなものでも、立地条件からいたしますと二年以上かかる。その間に鉄鋼相場の上り下りがある。機械といふようなものは何年もかかるのですから、鉄鋼が上ることに毎年値がされているわけです。これについては、政府におかれまして、このプラント物に対するは鉄鋼の値上がりを行政指導で押さえてもらいたいのですが、事実は株式と同じで、いかにしてこ入れをいたしましても、上るとときはどんどん上っていく。みんな企業でやつてあるものでありますからそこに大きな苦難がある。一方には長くかかるものであり、仕様書自体の何か変更をすることは、契約違反になりますから、どうしたって引き受け値段で出さなければならぬ。鉄鋼が上つてくるといふときには非常な無理をする。そこでまたギャランティといふことも要求されるわけでありますので、特にわれわれ中 小企業のプラント物につきましては、非常に苦難をしているときであります。私どもとしましては、プラント輸出促進臨時措置法の今日の話題となつておりますこの法律を、ぜひ

とも皆様によつて御審議をいたさきまして、一日も早くこれを実施して いた
だくことを切望しているのでございま
す。何となればそれによつてわれわれ
の得るところも大きいし、それから契
約も、そういうリスクも、無理します
とどうしてもコスト高になつてきます
が、政府がこれだけのものを補償して
下されば、われわれもそれだけコスト・
ダウンができるのです。今までにも
二年三年かけてデータをこしらえたも
のが、ぱつとドイツにとられたり英米
にとれたりして、引薦斡旋をする場
合が多かつたのでござります。その意
味におきまして、コスト・ダウンにも
なり、またわれわれもこの制度につき
ましては、中小企業に及ぼすところが
いい方に大きいのでありますから、一
時も早くこれが通過して実施して いた
だきたいということを、かねてから念
願し要望している次第であります。
こういうことで法制定に当りまし
て、政府の方もいろいろとお考えになつ
ていると同時に、われわれも業界の意
見をまとめて不斬にこれを要求建
議をしておるのでござりますから、こ
の機械類特にプラント物の輸出に対する
補償の法律がここに実施されまし
て、われわれ中小企業者のプラント物も
あわせて海外に進出できる道が開かれ
ることを望むと同時に、われわれはそ
れによりまして一そく努力をしたい、
こういふことなどございます。
そういう意味でござりますから、何
とぞプラント類輸出促進臨時措置法案
が一日も早く皆様の御審議によつて國
会を通過して実施されることを切に望
むとともに、皆様の御理解ある御援助
をいただきたいと思ひます。

○長谷川委員長 次に富田俊三君。
○富田参考人 ただいま前の参考人からプラント輸出の貿易構造上の重要性についてのお話があるありましたから再び繰り返しませんが、私どももこの問題につきまして、将来プラント輸出の問題について、政府御当局も非常に積極的に御考慮願いたいということを考えておる一人であります。私どもが代表いたしておりますこの日本海外工業技術協力会というものは、ただ今までは外国の施設といったしましては、インドにコンサルタント・センターを持つております。これは三十一年の二月でございますが、インド、東南アジア地方を調査いたしました調査団の結論といたしまして、この地方におきます工業振興策がきわめて意欲的なものがあり、同時に政府的な重点企業の勃興は徐々に進んでおつたのであります。が、今後中小企業のこまかい民需品等の工業が続々計画の中に織り込まれつつあるという情勢に対しまして、私どもはこの事務所を設けることを政府の当局にお願いし、御了解いただき作つたのでござります。自米三カ年に相なりますするが、不幸にしてインドの外貨事情の悪い關係から、あまり大きな成果はおさめていないのであります。しかし、この過去三カ年の経験というものは、ようやくにしまして今日徐々に実を結びかけつつある現状でございます。これは私どもの努力の結果だと私どもも自負いたしておるものであります。が、過去におきますこれらの努力を続けて参りました結果が、ようやくにして実りつつあるという事を私どもは喜んでいるのであります。ただこれらの事業を進めて参りま

すにつきまして、私どもが感じて参りましたことは、やはり国内体制の問題と、それから海外の経済状況の推移の問題があるのです。海外の状況といたしましては、もはや外国のこととでありますので、これはわれわれのとやかく言うことのできない問題もありますが、国内の体制だけはよろしくどうかして、このプラント輸出の促進とやかく言うことのできない問題もありますが、国内の体制だけはよろしくなります。そこで、このプラント類の輸出につきましての陥落といふものについで毎々お願ひ申し上げて参ったのであります。その大きな問題点といつましても、先般船員賃貸をいたしましたのは、リスクの補償、これは先般政府当局におきまして、お頼いできたのであります。今度かかりましたこのプラント類の輸出促進臨時措置法にかかる契約段階におけるリスクの補償でござりますが、これも私どもがお願いいたして参った件の一つであります。ただ何にいたしましても、なぜわれわれ業界がこういう点をお願い申し上げるかと申しますと、要するところ、このプラント類の相談から、計画あるいは契約の段階に入りますその過程におきまして、国内業者はリスクの伴う諸事業でありますと、非常にこういった問題と取り組む意欲を失うのであります。そういう点から非常に危惧されておったのであります。どうかこれを一日も早く政府にお取り上げ願いたいというのを、かねてわれわれといたしましてお頼い申し上げておった件の一つであります。これをさっそく今回御採択願いまして、近く国会におきましても、これを御了承願える段階に相なるといふ

お話を承わりまして、私どもは非常に喜んでおる次第であります。どうかともうお話を承りたいので、この問題はぜひ御採択を願いたいと思います。東京、大阪の御意見と相あわせまして、私どもはぜひこれをこの委員会におきましても、御採択いたくよりに切望するのであります。

○長谷川委員長 大体三人の方とも結論として一日も早く成立をしてほしいうことのようです。私どももこの法案の損失を補償する制度を確立するということについて反対はしておらなかったのであります。その点は同感であります。ただ、この法案が成立をして出発した場合に、従来と違った形が出て、それが中小プラン輸出メーカーを扱つておる皆さんの方に多少影響があるのではないか、そういう点について要望があれば、この際発表されれて、それが日本企協幹旋本部に企業技術協力会へおつた方がいいんじゃないか、こういうことでおいで願つたわけであります。富田さんと庄司さんの団体は、海外企協幹旋本部に企業技術協力会、海外機械輸出振興委員会、ここにはどういう数字で企業がござるか、技術者がおるか、これを一つお伺いをいたします。

○富田参考人 私の方はただいま申す落したのでありますが、私どもの方の体制といいますのは、愛知県並びに古屋市の補助金を重点といたしておるところですが、目下三十四名の会員を持つております。主として名古屋地方の会員が重点でございます。たゞここで一言申し添えておきたいところでございますが、海外にこういった相所を持ちますと、ただ単に名古屋地主だけの業種のインクライアリーを受け付けるわけには行かないのですから、目下のところ私どもに受け付けておりますプラント類のコンサルタントの業種を合計申し上げてみたいのですから、わざちよつと相談に来たという程度のものはふるいまして、現在相当熱心にアプローチしておりますのは四百五十六件あります。これは私どもいたしまして大体プラント計画をすつと立てまして、これを英訳いたしまして照合者に分かっております。それからその関係方面的の数は二十六都道府県に及んでおります。以上でございます。

ておる商社及び工業家がほとんど入つておるというところでござります。わざとさにそのうちに東京の会員さんが一社ござります。それから名古屋にも一社、そのほかは全部大阪が主で、堺が数社ござります。予算といいたしましては三十三年度は約一千二百五万円ばかりの予算でやつております。それからこれの会費はどうしているかという問題でありますが、今申し上げた五十五社の会費が二百六十二万八千円、それから緑越金が三百三十六千四百五十六円ございまして、合計一千百九十五万、約一千二百万程度でございます。

るためここまで力を入れていただい
ておる。ほとんど大阪府の金でやつて
おります。

一人強電気関係の技術者の小野といふ人が、印度に立派な電力会社を創設する。これが現在現地には、台湾に男の技術者一名と女技師一名と女事務員二名で、印度にはやはり男が二名、女子が二名、そのほか運転手と車掌が二人で、合計五名である。この会社は、印度における技術者であり本邦の技術者を輸出する目的で設立されたのである。現在三名、台北に一名、印度に所長と副所長と今晩立つ者と二名、ジャカルタに一名、名岡田といふ者が行きます。それから現地には、台湾に男の技術者一名と女技師一名と女事務員二名で、印度にはやはり男が二名、女子が二名、そのほか運転手と車掌が二人で、合計五名である。この会社は、印度における技術者であり本邦の技術者を輸出する目的で設立されたのである。

リーサービスをしておるようななどと
でござります。こういうことでござい
まして、われわれもあらゆる方面から
振興をはかるために、こうした機關を
置いて鋭意努力をしている次第でござ
います。

○板川委員 お三人のお話を聞きます
と、最近中小プラント也非常に引き合
いが多くなつてきて将来非常に有望
だ、こういうふうに大体受け取れるの
であります。が、この際私聞いておきた
いのですが、御承知のように東京に大
手十九社から成る日本プラント協会が
ございます。大体國の補助が昨年一億
四千二百萬円、本年は一億五千九百万
円、こういうふうにふえております。
大阪で國の補助は百万円、こういうお
話であります。が、両方の輸出規模を見
ると、やはり一億四千二百萬と、百万
という程度が見合つておるかどうか、
こういう点について、直接この法案と
は関係ないことであります。が、この際
一つ歯にきぬを着せない意見があれ
ば、希望として出してもらいたい。
○莊司参考人 プラント協会の方は大
手筋ばかりで、これは重機械といふも
ので、重機械は先生御承知の通りあら
ゆる面がござりますが、電力にして
あるいは水利、あらゆる立地条件の
も、船舶にいたしましても、車両關係
にいたしましても、設計につきまし
て、向うの当該國のいろいろな地理的
あるいは水力、あらゆる立地条件の
データ、こうしたものが重機械は特に
要るわけです。歯にきぬを着せるなどと
いうことであります。が、忌憚なく言え
ば、私どもはよくいつもそういう面
について監視的といいます。が、そうち
うような立場でもあるわけでございま
す。しかし内容を見ますと、技術面を

その他につきましてもみなプラント物と
いうのは、ことほどきようによく明らかなん
です。われわれ中小が幾らくやしがつ
ても、大きな水力電気を引き受けて
その国に発電所を作る、あるいは製鉄
所をこしらえる、そんなおこがましい
ことをもしも考えたら、これはどうか
している。われわれはわれわれなり
に、特に東南アジアは、先生知つてお
られる通りに、大きなものはもちろん
ありますが、これはレベルで言います
と、おしなべて家庭工業から出発せぬ
ことには、大部分が被圧迫民族であつ
たので、技術を持たない、環境も持たな
い。そういうところに初めから大きな
ものは、ある場合はいけますが、そりい
う大きなものは望んでも仕方がない、
また向うも受け入れてくれない。われ
われの方の仕事の分野は、プラント協
会のような大きなところには手が伸び
ない。われわれは家庭インダストリー
を受け持つ、だからあなた方は家庭イ
ンダストリーなんかの小さいことには
あまり触手するな、これは不文律なん
です。大手筋はエンジニアが違いま
す。こんな小さなものはおかしくつ
て、大阪弁でこれ何じやいというよう
なものですね。こういうことであります
ので、おのずから節度が守られる。
いろいろなことで、節度というと変で
すが道がついているわけです。ですか
ら今申し上げたような御懸念がありま
しょうが、むしろわれわれはわれわれ
の分野で進んでいくって、あなたはあな
た、われわれはわれわれ、あなたはわ
れわれの小さいところにあまり触手を

○板川委員 従来プラント輸出は、たゞいま申されたように規模別に重機械輸出は大手でやり、中小は皆さん方といふことでまとまつておつた。また地域的にもそれがまとまつておつて、プラント団体を作つておるといふことだと思います。今度この法律ができましたと、この法律の適用は中小も大企業もみな同じで差別はございません。たゞ、差別はございませんが、国家がやる業務を日本プラント協会に委託することになりますね。そうしますと政府から委託された指定機関ということになりますと、日本プラント協会の背景はますと、日本プラント協会は、政府指定機関となつた。こういうことになりますから、たとえば十九社はいいのですが、その次に規模別に二十番目、二十一番目に当る程度の会社が、日本プラント協会を指定機関にすることによって不利益をこうむるおそれはないか。こういうことに対する見解はいかがでしょうか、どなたか、名古屋の方でもけつこうです。

均霑し得る問題は、ときどきプラント協会に願いに行きました。いたまに行くこともあるのです。そういうことをいたしまして私どもの仕事におきましても均霑を受けておるのであります。それから今二十二番目、二十一番目の会社はというお尋ねでございますが、この問題は私どもただいま申し上げましたような考え方でもってそれほどプラント協会のあり方につきまして危惧を持つていいのです。承わることによりますと、今度は大体公法人的な運営をおはかりいただけるということがありますから、プラント協会自体が、指定機関となればおのずから政府の御監督も相当強化していただけます。どうとわれわれは思つておりますので、そういう点はあまり危惧を抱いておりません。

ない場合は、それは業者の負担になる、というわけですね。その指定機関がそれを第一に認定をする、不服があれば通産大臣に申し立てる、こうしたことになります。そうしますとその場合、十九社がこの指定機関内で運営をリードしますから、この人たちが、自分の事故が起つた場合には、原因が非常に複雑して、この場合にはコンサルティングの欠陥だと、いわ方に、甘い認定をしてその方向に持つていく、それから競争的なものであり、十九社以外のものがやつた場合については、これはコンサルティングの欠陥でないのだ、いろいろな判断を下されて不利をこうむるというようなことが、この指定機関を日本プラント協会にまかせることによつてあるおそれがある、こう感じるのであります。そういう心配は無用ということですか。一つ大阪の莊司さんから……。

は別個にしてくれ、十九社と別にしてほしい。こういう組織であつてほしいといふことがあります。それにはブランドもののはあらゆる種類について、いろいろな査定も予備審査もしなければなりませんから、各技術者は各方面においていつでもチャーターできるような組織がほしい、そしてこういうふうにしていろいろな人が参考人になつて意見を聞くことができる。こういふふうにしてあらゆる角度から正しい判断をしていき、一方に偏しない。それがために今申し上げたようなブランドの協会のほかにそういう運営委員会、それから先ほどこちらからもおつしやつたように商工会議所の、そうした各ブランドの団体から適当な方、学識経験者、あらゆるところから、そういう連絡がとれるがと、運営委員会と申しますか、そういうものを設置していただきて運営していただけば、私はこの目的を十二分に達してその危惧はなくなると思います。

○板川委員 名古屋ではどういう御見解をお持ちですか。

○板川委員 私も今のお話で、この法律でどういうふうにその運営委員会を作っていくかという問題は、法律論は私どもはわかりませんが、ぜひ先生方がおつしやったような公正な運営をはかりていただき機関を一つお願ひいたしたい、かように思つております。

○板川委員 御承知と思うのですが、日本プラント協会に加盟するには二口以上出資しなければいけない。百万円ですか。また会費は年に一口の人が三百五十万円、三口の人が四百万円、四百五十万円の人が四百五十万円、加入するのには理事会の同意が要る。理事は十九名、各社の代表、定款上からいと、こういう運営になつておるのであります。そういうことで十九社が指定機関となつた以上は、やはり指定機関になつたような、日本全体のプラント輸出のためにコンサルティングを強化するような運営をしてもらわなければならぬ、こういうことでは御三方とも一致しておると思うのですが、そういう点では大へんよくわかりました。

それでなお金後通産省に対して、中 小プラント輸出メーカーとして、このほかにどういうことを希望するか、こ ういうこともこの際ですから一つ率直に言つていただきたい。われわれはそれを参考にして今後やつて参りたいと思ひますから、順次にお願いいたしま す。

うござります。私はお言葉に甘えてせ
にお願いしたいのは、先ほどちょっと
触れましたが、原材料の値上がりで
ね。これは御高承の通り少し国際情
報に異変がありますと鉄鋼界は値段が一
度上がることになりますが、一番先に
それの影響を受けるのが中小であります
して、またその余波を最後までこ
むつておるものわれわれであります。
ありますがゆえに、特にプラント及
機械の輸出につきましては相当年月が
ありまして、早くからいろいろなものも
を予定しなければなりませんが、そぞろ
ときに値が途中で上るということがあ
常に障害になつておりますので、お業
葉に甘えさせていただきまして、特に
輸出用の機械類に使う所要原材料は
何とか値上がりを防ぐようなことを先生
方の御努力によってお考えいただか
ば、こういう抽象的なことしか言えなか
いわけでござりますが、そういうこと
が私は一番切実に望んでいることで
ります。

ただいま莊司さんともお話ししておつたまではあります。この問題は将来考へたいに思ふのであります。ただこの問題はきわめて商業的な問題だといふ点からいたしまして、なかなかこれをそこまで政府で考えていただけないような御意向もあるやに承つておるのではあります。何にいたしましても、このプラントといふものの仕事の中には、そういうわれわれが商業上において解決できない要素がありますので、そういう点を将来お考えいただきたいと思うのであります。

それから私どもの駐在報告書を十一月にまとめておりまして、その末尾で結論的に申し上げておるのであります。が、これはまた板川先生に後ほど御参考にごらんをいただきたいといふことは、が、全国的に統一したこういつの機構といふものを、プラント協会のよくなつた団体とともに全国的な中小企業の機構を作りたいなど申し上げました。たまに、プラント協会は現在十九社をなすがねがね考へておるよう次第であります。たまに私が先ほど申し上げましたように、プラント協会は現存十九社と、いう考へて言われておりますが、私どもはその解散は実はとつてなくて、私どもも均霑させていただいておるわけであります。そういう形に考えて、いただけばいいのではないかと、いうことであります。そしてまたこれを見て、やはり大阪、名古屋地方等々の拠方にも、こういつの動きが相当強いのもござりますので、こういつたまでもをも包含された強力な機構を作つて、いたゞく、といふことが望ましい。将来そいうことが望ましいと思つておる。ただ中規模以下の規模のプラン

ト・コンサルティング業務と、いろいろな感じをわれわれは持つておられます。従いましても、そういう全国機構ができましたときも、地方の機構をよく御考慮いたしましたが、なるべく地方のごめんどうも見ていただき、そういう機構にしてこれを作つていただこうかよろしく一つ御配慮願いたいと思います。

○高城委員人 私は別の観点から申し上げますが、プラント輸出に伴いまして、技術者が向に行くという問題が当然起るわけであります。その場合に技術者が、大会社の職員がそのままの身分で参つて、帰つて来てまた会社に勤めるということになりますれば問題がないのでござりますが、実際には、あるいは大会社の職員がいないので、いろいろ忙しいようでござりますから、ほかから一時雇うといふような場合に、帰つて参りましてから内地における就職の問題があるのでござります。現実に私のところに、一昨日であります。フィリピンの大蔵館から一度帰つた人間をよこしまして、どこか就職口を探してくれといふことを頼まれまして、別の会社にあつせんしておりますが、それは私どもの力では何人もやれるわけではありません。それで帰つて参りました技術者、海外においていわば日本の尖兵として働いて参りました中から内地に送金をいたして参ります額を積み立てておいて保障に充てるとのこととあります。これが自分が海外におきましてかせぎました中から内地に送金をいたして参ります。

○板川委員 もう一つ、これで一応出発するが、将来特殊な機関を作つて、技術者の渡航といふことと相まって、技術者が、大蔵省の職員がそのままの身分で参つて、帰つて来てまた会社に勤めるといふことになりますれば問題がないのでござりますが、実際には、あるいは大蔵省の職員がいないので、いろいろ忙しいようでござりますから、ほかから一時雇うといふような場合に、帰つて参りましてから内地における就職の問題があるのでござります。現実に私のところに、一昨日であります。フィリピンの大蔵館から一度帰つた人間をよこしまして、どこか就職口を探してくれといふことを頼まれまして、別の会社にあつせんしておりますが、それは私どもの力では何人もやれるわけではありません。それで帰つて参りました技術者、海外においていわば日本の尖兵として働いて参りました中から内地に送金をいたして参ります額を積み立てておいて保障に充てるとのこととあります。これが自分が海外におきましてかせぎました中から内地に送金をいたして参ります。

○高城委員人 私は別の観点から申し上げますが、プラント輸出に伴いまして、技術者が向に行くという問題が当然起るわけであります。その場合に技術者が、大蔵省の職員がそのままの身分で参つて、帰つて来てまた会社に勤めるといふことになりますれば問題がないのでござりますが、実際には、あるいは大蔵省の職員がいないので、いろいろ忙しいようでござりますから、ほかから一時雇うといふような場合に、帰つて参りましてから内地における就職の問題があるのでござります。現実に私のところに、一昨日であります。フィリピンの大蔵館から一度帰つた人間をよこしまして、どこか就職口を探してくれといふことを頼まれまして、別の会社にあつせんしておりますが、それは私どもの力では何人もやれるわけではありません。それで帰つて参りました技術者、海外においていわば日本の尖兵として働いて参りました中から内地に送金をいたして参ります額を積み立てておいて保障に充てるとのこととあります。これが自分が海外におきましてかせぎました中から内地に送金をいたして参ります。

○板川委員 以上で参考人の方々の御意見の開陳

並びに質疑は終りました。

参考人の方々には、本日は長い間貴

重な御意見をお述べ下さいまして、ま

ことにありがとうございました。委員会

を代表して厚く御礼申し上げます。皆

さん方の御意見も十分聞かせていただ

きましたので、今後法案の取扱い等に

ついては、十分な措置を講じていただきたいと考えております。

それでは本日はこれにて散会いたし

ります。

○長谷川委員長 以上をもつて私の質問を終ります。

参考人の方々には、本日は長い間貴重な御意見をお述べ下さいまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。皆さん方の御意見も十分聞かせていただきましたので、今後法案の取扱い等については、十分な措置を講じていただきたいと考えております。

それでは本日はこれにて散会いたします。

昭和三十四年二月二十六日印刷

昭和三十四年二月二十七日發行

來議院事務局

印刷者 大藏省印刷局